

広島県告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、平成九年広島県告示第六百六十三号（解除予定保安林にする旨の通知）で告示の解除予定保安林を次のとおり変更した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 変更後の解除予定保安林の所在場所

東広島市八本松町飯田字割岩山一二七の一、一二七の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅